☆ 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	感染経路	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	接触	
	クリミヤ・コンゴ出血熱	ダニに刺される・接触	
	南米出血熱	流行地生息のげっ歯類の唾 液・排泄物	
	ペスト	ノミに刺される	
	マールブルグ病	接触	治癒するまで
	ラッサ熱	接触	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)	接触・飛沫	
	痘そう	飛沫	
	急性灰白髄炎	経口	
	ジフテリア	飛沫	
	鳥インフルエンザ (血清亜型H5NI)	空気・飛沫・接触(予想)	

	感染症の種類	感染経路	出席停止期間の基準	
第二種	インフルエンザ	飛沫	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を 経過するまで	
	百日咳	飛沫	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん(はしか)	空気	解熱後、3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	飛沫	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	飛沫	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	空気	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	接触・飛沫・経口	主要症状が消退後、2日経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	空気	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症	接触・飛沫	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで	

^{※「}発症後5日」「解熱後2日」「軽快した後1日」とは発症・解熱・軽快した日の翌日から起算すること。

	感染症の種類	感染経路	出席停止期間の基準
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	経口	
	流行性角結膜炎	接触	
	急性出血性結膜炎	接触	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	経口	区門が窓木の心ではいるよう
	細菌性赤痢	経口	
	腸チフス・パラチフス	経口	

☆ 条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

	感染症の種類	感染経路	出席停止期間の基準
その他の感染症	溶連菌感染症	飛沫	抗菌薬の治療開始後24時間以上経過して、全 身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	経口・血液	A、E型は肝機能正常化で登校可能 B、C型は出席停止不要
	伝染性紅斑	飛沫	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
	手足口病	飛沫・経口	発熱、咽頭や口腔内の水疱や潰瘍などの症状 が軽減していれば登校可能
	ヘルパンギーナ	飛沫・経口	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	飛沫	急性期を過ぎ、症状が改善して、全身状態が 良ければ登校可能
	流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)	経口・飛沫	下痢や嘔吐症状が軽快し、全身状態が良けれ ば登校可能

☆通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

	感染症の種類	感染経路	出席停止期間の基準	予防・対処方法
その他の感染症	アタマジラミ	接触	なし	タオル、くし、ブ ラシなどは共用を 避けること
	伝染性軟属腫(水いぼ)	接触・間接		プールでのビート 板や浮き輪の共用 はしないこと
	伝染性膿痂疹(とびひ)	接触		直接の接触を避け ること(プールは 避ける)

出席停止の用紙は保健室にあります。学校のホームページからも印刷をすることができます。

保健室